

(議事録)

佐野会長 それでは、ただいまより、令和3年度埼玉地方最低賃金審議会全員協議会を開催いたします。

 初めに、事務局から本日の出席委員の状況について、報告をお願いいたします。

賃金室長補佐 御報告します。公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、以上15名で、欠席の方はおられません。

佐野会長 ありがとうございます。本審議会の出席状況は、ただいまの事務局からの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

 本日の全員協議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開といたしますが、傍聴申込みはありませんでした。

 また、本審議会の議事録確認委員を指名させていただきます。公益代表は、私、佐野が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

 続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

賃金室長 お手元にあります次第の後ろに資料をつけております。No.1が、埼玉県の最低賃金、No.2、埼玉県特定最低賃金の適用対象業種一覧表、No.2-2、特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数、No.3、中央最低賃金審議会(2022年1月26日)の議事録、No.4、中央最低賃金審議会(2022年1月26日)の第2回目安制度の在り方に関する全員協議会の議事録、No.5、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ、No.6、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策リーフレット、欠落等ございましたら、お申出ください。

佐野会長 よろしいですか。欠落はないようですから、先に進めさせていただきます。

 まず、最初の議題1としては、令和4年度埼玉地方最低賃金審議会の運営について議論したいと思います。本日は令和3年度の最後の審議会となります。次年度に向けた方向性などについて協議いたします。

 まず、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 平素より審議会の運営に御協力いただきまして、ありがとうございます。下半期の賃金室における活動内容を2点報告いたします。1点目は周知活動、2点目は付帯文言に対する対応になっております。

 まず、1点目ですけれども、年度の後半は最低賃金の金額を周知す

るため、地方自治体のほか、使用者団体や労働組合様、県内の教育機関、高校大学等を含めて1,000か所以上にポスターやリーフレットを送付いたしました。また、各広報紙、機関誌に最低賃金改正の掲載を依頼しましたところ、多くの掲載をしていただきましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

そのほか、埼玉独自の取組としまして、県最賃と、あと、埼玉県の特定最低賃金を周知するポスター、今年度は行田の古代蓮をバックにしたポスターですけれども、それを作成し、同様に周知いたしました。

最賃のキャンペーンにつきましては、早朝にもかかわらず、佐野会長、二階堂委員、柿沼委員、廣澤委員、須藤委員に御参加いただきまして、ありがとうございました。当日の様子は、テレビ埼玉や埼玉新聞にも取り上げられました。

また、10月から12月にかけて、新都心駅前の大型デジタル掲示板を活用して、改正についての情報や、ツイッターでも情報を発信いたしました。引き続き周知には取り組んでいきたいと思っております。

2点目の答申につきました付帯文言について御説明させていただきます。今年度の県最賃の答申におきましては、委員の皆様より、国、労働局に対して様々な御意見、御要望をいただいたところです。審議会からいただいた答申と御意見は本省に報告をしております。全国的に見て、特に中小企業に対する助成金の要望が多かったと聞いております。

資料5にもありますように、政府として賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を支援する「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」を進めております。

これを受けて、業務改善助成金の支給基準の一部要件が緩和され、運用も改善され、使い勝手が向上されました。その結果、2月25日時点で昨年度の5倍以上の支給をしたところであります。速やかな支給に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

また、取引環境の要請としまして、埼玉労働局から県内の地方自治体に対し、今後契約される役務契約につきまして、改定された賃金額が反映された人件費に基づき予定価格を設定していただくこと、既に契約済みの役務契約、長期継続契約につきましても、当初の積算見込みと最低賃金の増額に伴う差額が生じた結果、業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることはないよう、発注者としての特段の御配慮を要請しました。

また、令和3年10月15日の埼玉県公労使会議に際し、メンバーの埼玉県、オブザーバーの関東経済産業局に対しまして、今年度の県最賃の答申、付帯文言について御理解を求め、支援の取組を依頼しました。

令和4年1月には中央最低賃金審議会が開催されました。昨年度の総括に関しまして、今日の資料のNo.3とNo.4にありますように、次年度は労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう努力しますという中央最低賃金審議会の事務局や会長の

発言が議事録にありました。これは全国の付帯文言を受けてのことと思われる。

また、目安制度の会議におきましては、これまでの賃金の決定プロセスや最賃の在り方の問題提起がされておりました。目安制度の議論をこれからしていく中で、どのようなランク分けの道筋をつけるのか、これからの議論となります。引き続き情報提供に努めます。

当初、令和3年度内に取りまとめる予定だったランクに関しましては、議論の再開が1月になったため、令和4年度中に取りまとめをすることになりました。

最後に、企業実地視察につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今年度の実施を中止させていただいたところです。これにつきましては、改めて次年度に開催に向けた調整等をさせていただきたいと思っております。今年度の報告は以上になります。

次年度の注意事項に関しまして、事務局からお知らせがあります。2点になりますが、昨年も申し上げましたが、特定最賃の申出に係る事業所の業種選定と、それから、特定最賃の専門部会の委員の選出に際し、留意していただきたい点がございます。特定最賃の申出に当たりましては、特定最賃の適用対象業種の範囲は、原則として日本標準産業分類によることとされており、本日の資料2-1に一覧表をつけております。この業種は、企業全体の業種ではなく事業所ごとの判断となり、その事業所が適用業種に適合しているのか、事業の多角化によって変更となることもあり得ることから、お手数ではございますが、御留意をお願いしたいと思います。

あと、特定最賃の専門部会委員の選出につきましても、昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申を踏まえ、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各3名のうち原則として少なくとも2名は当該決定を行おうとする産業に直接関係する労働者、使用者をそれぞれ代表する者を充てることになっておりますので、その点につきましても、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

佐野会長

ありがとうございました。それでは、今、室長から説明をいただきましたけれども、確認したいこと、御意見等ありましたら承ります。いかがですか。よろしいですか。

それでは、先に進めさせていただきます。長年、委員をやらせていただいて、特定最賃について少し考えるところがございました。

特に最近では、特定最賃と地賃の金額差がなくなってきたため、一旦埋没する状況も出ている部会がございます。このままいったら、審議会のスケジュールがなかなか難しいのではないかと頭が浮かんできました。

それで、労側からは柿沼委員さん、使側からは廣澤委員さん、公は、私、佐野が事前に議論させていただき、一つの方向性を示した文章をまとめさせていただきました。この内容につきまして、廣澤委員さん

続いて柿沼委員さんに御発言いただいて、最後、公労使ということでもありますけど、私が言うのもなんですから、公を代表して土屋委員さんにコメントをいただきたいと思っています。

廣澤委員さん、お願いします。

廣澤委員

今お手元にお配りさせていただいた1の(1)と(2)のあたりについては、いろいろなことを調べながら御提案させていただきました。今ある5業種がどうして特定最賃に選ばれたかというところを調べていけば、何かそこに指標になるものがあるのではないかと考えましたが明確な指標はなかなか出てきませんでした。

それで次に、法律に当たっていただいたんですが、なかなかそこにも明確な指標のようなものは載っていませんでした。

そこでこの特定最賃の仕組みをもう一度確認していく中で、引上げの上限額が企業最低賃金の最低額になっていることにスポットを当てていくと、結局それは個々の企業の中で労使が話し合いをして決着がついた金額ということになります。

したがって、実際に業務をやっている現場の経営者の判断と組合側の中で答えが出てきているということなので、ここを何か特定最賃の指標として使えないかということを考えました。

そういう中で出したものが1番の(1)のところに書いてありますが、話し合いがなされた中で1円でも上がっていたとするならば、その意見を尊重するような形で我々も審議をしてもいいのではないかと考えてまして御提案したところでございます。

(2)のところは、協定額が上がらないときもあるでしょうから、少し猶予期間を設けるような形も御提案させていただいたところでございます。

よろしくお願いします。

佐野会長

ありがとうございます。2番は、今までのとおり、賃金額を決めている考えですから、割愛させていただきますけど、柿沼委員さん、コメントをいただけますでしょうか。

柿沼委員

今、廣澤委員から御説明もいただきましたが、これまでの特定最賃の審議でいきますと、埼玉でいけば県内の業種の実績を踏まえて引上げ額を検討してきたと。ただ、地域別最賃の引上げ額がかなり予想以上の引上げとなっていることから、昨年初めて非鉄と電子部品が10月1日の地賃の発行時点で一瞬地賃を下回る、いわゆる飲み込まれる状態となりました。

我々のほうは、これまでも地賃はセーフティーネット、特定最賃は産業の発展であったり、公正競争という目的や位置づけが違うということでお伝えしてきておりますが、この金額差がなくなったからといって特定最賃の必要性がなくなるわけではないと思っておりました。そうした中で、佐野会長、また、廣澤委員と今回議論をしてきたとい

うこととなります。

その中でいけば、我々も現在の改定5業種の県内での位置づけや、産業の規模というところに何か必要性を見いだせるものはないかということで調べてきましたが、廣澤委員から説明いただいたように、結果として明確に示せるようなものはないと。法律のほうをたどっていくと、我々が申出をする企業内最低賃金の金額の高さが唯一の優位性であるということで意見の一致になりました。

そうしたことから、企業内最低賃金の下限額が1円でも引き上げれば必要性ありというところについては、我々としては、それぞれの当該産業の労使で議論した結果を踏まえていただけるということで、非常に前向きな御意見をいただいたと受け止めております。

さらには、その議論の中で、春闘の交渉の中でこの企業内最賃の取組をしていますが、やはりどうしてもそのときの企業の業績であったり、また、産業の状況であったりということから、引上げができないタイミングも少なからずあると。そこについては、(2)の3年間については様子を見ましょうという言葉もいただいたということで、非常にありがたく思っております。

このガイドラインを基に今後議論することになれば、佐野会長から余裕がない審議スケジュールを指摘されたように、特に令和2年度の特定最賃の必要性の審議で、地賃の引上げの見通しが立つまで判断が難しいという意見があったので、その解消につながれると思っております。そうすることで本来の地賃のしっかりとした議論、また、その逆に特定最賃の必要性に対してのしっかりとした議論が今後行えると思っております。

佐野会長

ありがとうございます。それから、土屋委員にもコメントをいただければと思います。

土屋会長代理

佐野会長の下で労使、使用者側、廣澤委員、労働者側、柿沼委員、御協議いただきまして、今回このような形で案を取りまとめられたと。私は、こういったガイドラインを基に来年度の特定最低賃金の必要性有無の審議を行っていくことが、審議の円滑化に大いに資すると考えております。労使のイニシアチブによって今回こういった案が取りまとめられたということで、それを尊重して審議に参加させていただければと思っております。

佐野会長

ありがとうございました。委員のお三方に発言を求めましたけど、これに対して他の委員の方々、御意見なり、確認したいことがありましたら、御発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、このガイドラインと申しますか、申合せを当審議会の当面の申合せ事項とすることよろしいでしょうか。

(首肯)

佐野会長 ありがとうございます。
 続きまして、議題の2ですけれども、皆さん方から何かございます
 でしょうか。

柿沼委員 よろしいでしょうか。

佐野会長 柿沼委員さん、お願いいたします。

柿沼委員 毎年この全員協議会の場で来年度の特定最賃に対しての意向表明
 を口頭でさせていただいておりますので、そちらを労側のほうからさ
 せていただければと思っております。

 来年度、令和4年度の特定最賃につきましては、現在改定されてお
 ります5業種、非鉄、電子部品、輸送用機械器具、光学、自動車小売
 り、この5業種の申出を行う方向で今準備を進めております。

 あわせて、一昨年まで意向表明はして、申出には至っていなかった
 百貨店、総合スーパー、また、状況を見ながら別のカテゴリーとい
 うところもこれまで検討してきましたが、令和4年度につきましては、
 新設の申出は行わないと今考えておりますので、お伝えさせていた
 だきます。

佐野会長 ありがとうございます。よろしいですか。

柿沼委員 はい。

佐野会長 それでは、今、意向表明について柿沼委員さんから御発言ありまし
 たけれども、そのほか、事務局からございますでしょうか。

賃金室長 特にございませぬ。

佐野会長 特にございませぬか。ありがとうございます。

 議題は以上でございますので、これをもちまして、本日の全員協議
 会を閉会いたします。ありがとうございます。

— 了 —